

令和 6 年第 4 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 6 年 4 月分）

2) 令和 5 年度経営状況及び令和 6 年度事業計画の報告

・ 六郷開発株式会社

・ あきた美郷づくり株式会社

・ 株式会社美郷の大地

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

議案上程（説明）

第 5 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 7 議案第 4 1 号 財産の取得について

第 8 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について

第 10 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について

第 11 発議第 2 号 美郷町議会基本条例の制定について

第 12 発議第 3 号 美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

第 13 発議第 4 号 美郷町議会委員会条例の一部改正について

議案上程（説明）

第 14 議案第 4 5 号 美郷町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

第 15 議案第 4 6 号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正について

- 第 16 議案第 47 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号
- 第 17 議案第 48 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 18 議案第 49 号 令和 6 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 19 議案第 50 号 令和 6 年度美郷町水道事業会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、澁谷俊二議員及び14番、長谷川幸子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月3日から12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長高橋邦武議員、登壇願います。

（議会運営委員長 高橋邦武議員 登壇）

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてを、ご報告申し上げます。

5月27日に招集告示されました令和6年第4回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され、提案されている案件は町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり繰越明許費繰越計算書の報告、令和6年度各会計の補正予算、条例の一部改正、財産の取得、工事請負契約の締結案件であります。また、議会関係としては発議が3件、委員会報告等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日6月3日から6月12日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶及び行政報告があります。

続いて、報告第4号及び報告第5号を上程し、説明を受けます。

次に、議案第41号から議案第44号まで及び発議第2号から発議第4号までを上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第45号から議案第50号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

6月4日から10日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは、5日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、6月6日と7日に関係常任委員会を開催する予定です。

6月11日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月12日は、午前10時より本会議を再開し、議案第45号から議案第50号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和6年4月分）の結果報告がありました。

2として、町長より、六郷開発株式会社、あきた美郷づくり株式会社、株式会社美郷の大地、それぞれの令和5年度経営状況及び令和6年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和6年第4回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、合併20周年記念事業について報告いたします。

6月1日、公民館にて「おかあさんといっしょ宅配便 ファンターネ！小劇場」をNHK秋田放送局と共催し、当日は町内外から233組782人の方が来場され、ステージショーを観覧しました。

次に、ラベンダーまつり及び美郷雪華に関連する商品について報告いたします。

6月8日から6月30日までの23日間、「美郷町ラベンダーまつり」を開催します。まつり期間中は、飲食ブースの設置や各種物販、ご当地キャラによるイベント、ラベンダーの摘み取り体験など様々な催しを予定しており、ご来園いただいた方々に楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

美郷雪華のラベンダーエキスや香りを活用した商品についてですが、無印良品を展開する株式会社良品計画より、潤い成分として美郷雪華から抽出したラベンダーエキスを配合した化粧水、乳液、美容液などの薬用ブライトニングシリーズが4月24日に発売されました。

また、株式会社はぐくみプラスより、美郷雪華の香りを使用した髪のダメージ補修に特化したシャンプーが7月1日に発売されます。

さらに、株式会社テクノブルと町内の美郷雪華栽培農家が団体を設立して栽培契約を取り交わすこととなり、近く町を交えて契約書署名式を行うこととなりました。これにより、美郷ブランド作物である美郷雪華の農家段階での栽培が本格化することとなりました。

次に、クーリングシェルターの指定について報告いたします。

気候変動適応法の改正により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設をクーリングシェルターとして指定できるようになったことを受け、町では6月1日より役場庁舎町民ホールのほか、

住民活動センター、中央ふれあい館、公民館、宿泊交流館ワクアスの各ロビー、名水市場湧太郎内多目的スペース「みずたまり」の6か所を指定しました。

クーリングシェルターは、環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発令されたときに、暑さをしのぐ場所として一般に開放されるもので、休館日を除き、期間を10月第4水曜日まで、今年度は10月23日までといたします。

次に、物価高騰に対する支援ですが、支給要件を満たした住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して、1世帯につき7万円または10万円、扶養される18歳以下の児童1人につき5万円の給付を行う「令和5年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業」については、2,182世帯に1億7,930万円を給付いたしました。

また、支給要件を満たした住民税均等割非課税世帯に対して1世帯につき8,000円を給付する「令和5年度美郷町灯油購入費緊急助成事業」については、1,343世帯に1,074万4,000円を給付しております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

「豊かさ実感」についてですが、経済的負担軽減を図る目的として、在宅で育児をしている保護者に対し、子供1人当たり月額5,000円を支給する「在宅子育て支援給付金事業」は、5月31日現在、42件の申請がありました。

連携企業スポーツ活動推進事業関連では、6月2日、ヨネックス株式会社との連携事業として、「親子バドミントン教室」を開催しました。北京オリンピックで5位入賞されたオリンピックの小椋久美子氏を講師に迎え、ヨネックスジャパン社員のほか、美郷町バドミントン協会にもご協力いただき、小学生親子約100人が参加しました。

「活力・賑わい創出」についてですが、観光2次交通の課題解消に向けた取組として、昨年度に引き続き乗合タクシー「ミズモシャトル」の運行を、ラベンダーまつりの開催に先駆け4月30日より開始しております。

昨年度の課題を踏まえ、時刻表による運行や観光モデルルートの設定などにより、より多くの観光誘客ができるよう努めてまいります。

サキホコレ作付応援事業については、令和6年度の交付予定面積は約272ヘクタールとなっており、引き続き堆肥「美郷の大地」の施用効果の実証試験を一部圃場にて行い、地域循環型農業を推進してまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、税務課関係ですが、2月6日から3月15日までの日程で、「令和5年度所得税の確定申告及び令和6年度町県民税の申告相談」を実施いたしました。インターネットやLINE、電話による事前予約制を導入し、全体で3,229件の予約があり、そのほぼ半数がインターネットやLINEによるものでした。

実際に申告相談に訪れた住民の方からは好意的なご意見を多くいただきましたが、一方で、予約が必要なことを知らなかった、予約の電話がつながりにくいといったご指摘がありましたので、次回以降の課題としてその改善に向けた検討をまいります。

次に、住民生活課関係ですが、大曲仙北広域市町村圏組合が整備している南部斎場については、5月2日に一般公開され、5月10日より供用を開始しました。今後、旧火葬棟の解体や駐車場整備を行い、9月竣工の予定です。

次に、福祉保健課関係ですが、満65歳以上の方に交付している「シニア元いきいき券」については、5月31日現在で2,477人の方に交付し、このうちバスやタクシーに利用できる助成券は、492人の方に交付しております。

次に、商工観光交流課関係ですが、4月14日、秋田市のソユースタジアムにて、サッカーブラウブリッツ秋田の試合が展開され、試合のスポンサーとなっている日本航空株式会社からの提案により、美郷FCスポーツ少年団がブラウブリッツ秋田のウエルカムキッズとエスコートキッズを務めました。

次に、農政課関係ですが、5月16日から17日にかけて発生した強風により、農作業場の一部損壊2件、ビニールハウスの全壊1件及び被膜破損13件の被害がありました。

また、水田活用の直接支払交付金に係る対象作物の現地確認は、5月31日から6月14日までを予定しております。

次に、建設課関係ですが、4月から5月末までの主な発注状況については、一般会計では工事が道路舗装及び舗装補修工事11件、側溝改良工事1件、外側線工事1件、塗装工事1件、管工事2件、業務委託等として、公園管理業務60件、町営住宅水質検査業務1件、測量設計等業務1件、アスベスト調査1件を発注し、発注率は63.8%となっております。

また、上下水道の企業会計と特別会計では、工事が施設改修工事3件、業務委託等として、測量設計等業務4件、水質検査業務2件、施設保守点検業務25件を発注し、発注率は54.5%となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、4月20日、「わくわくスプリングスクール」として、日本航空株式会社、株式会社北海道エアシステムと国際教養大学の協力により、「お仕事体験&国際教養

大学見学」を開催しました。当日は、町内の小学生とその保護者合わせて19人が参加し、秋田空港内での航空教室や飛行機誘導体験のほか、国際教養大学にて構内施設を見学しました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第4号及び報告第5号「繰越明許費繰越計算書の報告について」ですが、令和5年度の美郷町一般会計予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について、ご報告するものです。

議案第41号「財産の取得について」ですが、電子黒板12台の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第42号から議案第44号「工事請負契約の締結について」ですが、仙南小学校大規模改修工事、美郷町総合体育館空調設備改修工事、美郷町総合体育館アリーナ照明LED化工事についてそれぞれ工事請負契約を締結したくお諮りするものです。

議案第45号「美郷町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について」ですが、危険な状態の空き家等に対する緊急安全措置の規定を追加したく、お諮りするものです。

議案第46号「美郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正について」ですが、本社機能を地方に移転した事業者への固定資産税の軽減措置に係る減収補填制度が延長されたことに伴い、対象期間の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第47号「令和6年度美郷町一般会計補正予算第3号について」ですが、国による定額減税に係る財源補正及び調整給付等に係る費用の追加並びに4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第48号「令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について」ですが、国民健康保険税の減額及び前年度繰越金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第49号「令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号について」ですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第50号、「令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第1号について」ですが、資材単価等の増額に伴う工事請負費の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りま

すようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第5、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第4号について、ご説明します。

令和5年度美郷町一般会計繰越明許費について、令和6年度に繰越しすべき額が確定したため、繰越計算書を調製し、報告するものです。

3ページ、繰越計算書をご覧ください。

令和6年度に繰越した事業は25件で、繰越額は5億9,622万9,000円です。財源として既収入特定財源は、“生薬の里 美郷”構想推進事業に対する地方創生応援交付金です。

また、各事業の未収入特定財源のうち国庫支出金ですが、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業に対する物価高騰対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、社会資本幹線道路整備事業及び社会資本舗装補修工事事業に対する社会資本整備総合交付金、道路交通安全施設等整備事業及び道路メンテナンス事業に対する道路交通安全対策事業費補助金です。

次に、県支出金ですが、有害鳥獣等駆除防除事業に対する鳥獣被害防止総合対策交付金、生産力強化支援事業に対する生産力強化支援事業補助金、施設園芸等燃油支援事業に対するあきたの園芸省エネ化支援事業補助金、林道整備事業に対する流域育成林整備事業補助金です。

次に、地方債ですが、合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債です。報告第4号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第6、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第5号について、ご説明します。

令和5年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について、令和6年度に繰越しすべき額が確定したため、繰越計算書を調製し、報告するものです。

7ページ、繰越計算書をご覧ください。

令和6年度に繰越しした事業は2件で、繰越額は850万8,000円です。

未収入特定財源の地方債ですが、いずれも流域下水道事業債です。報告第5号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第7、議案第41号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第41号について、ご説明します。

契約書の案は議案資料集1ページに、入札執行の詳細については2ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

電子黒板12台を取得するに当たり、5月22日に指名競争入札を執行した結果、1,826万円で、大仙市福田町12番58号、株式会社渡敬大仙支店に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における納入期限は令和7年1月15日です。議案第41号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第41号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第42号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第42号について、ご説明します。

契約書の案は議案資料集3ページに、入札執行の詳細については4ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

学校施設環境改善交付金事業仙南小学校大規模改修工事について、5月23日に一般競争入札を執行した結果、1億9,800万円で、美郷町飯詰字北中島46番地5、株式会社小田島工務店に落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における工期は、議会の議決後の着工、完成が令和7年1月15日です。議案第42号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第42号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第9、議案第43号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第43号について、ご説明します。

契約書の案は議案資料集5ページに、入札執行の詳細については6ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

美郷町総合体育館空調設備改修工事について、5月23日に一般競争入札を執行した結果、8,866万円で、美郷町金沢字長岡森155番地3、有限会社坂本水道工業に落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における工期は、議会の議決後の着工、完成が令和7年3月27日です。議案第43号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均議員。

○7番（深澤 均） リリオスの空調の改修工事ということですが、私の認識ではリリオスはホールだけの空調で、体育館本体は空調が入っていないというような認識でおりますが、その純然たる改修ですか。そこら辺をお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中田裕克） ただいまのご質問にお答えいたします。

総合体育館リリオスにつきましては、体育館アリーナの部分は暖房設備のみとなっております。それ以外の部分の事務室ですとか、各部屋につきましては冷暖房が設置されているという状況でございまして、この一連の設備を改修するということでございます。説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第43号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第43号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第10、議案第44号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第44号について、ご説明します。

契約書の案は議案資料集7ページに、入札執行の詳細については8ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

美郷町総合体育館アリーナ照明LED化工事について、5月23日に一般競争入札を執行した結果、7,975万円で、大仙市若竹町31番4号、羽後電設工業株式会社大曲営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。

なお、本契約における工期は、議会の議決後の着工、完成が令和7年3月27日です。議案第44号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

◎発議第2号から発議第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第11、発議第2号 美郷町議会基本条例の制定について及び日程第12、
発議第3号 美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について並びに日程第13、
発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正についての3件は関連がありますので、会議規則
第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

発議案の朗読は省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。提出者の高橋邦武議員、登壇願います。

（6番 高橋邦武議員 登壇）

○6番（高橋邦武） 令和6年第4回議会定例会で発議いたします美郷町議会基本条例の制定、美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定、美郷町議会委員会条例の一部改正について、協議の経過並びに提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

まず、協議の発端として、令和4年1月18日開催の議会運営委員会において、議会改革について議長より諮問がありました。この諮問を受けて、議会では議員全員を構成員とする議会活性化検討会を立ち上げ、議会の活性化に資する取組について現在まで19回にわたり協議、検討してまいりました。

特に、議会基本条例については全国でも過半数の自治体が制定しており、長年の課題であったことから、令和4年9月12日に議会基本条例素案検討部会を設置し、部会での検討及び調整結果について議会活性化検討会で4回内容を協議し、成案となりました。この議会基本条例案の第15条第3項において、長期欠席時の議員報酬の減額に関する規定を条例で別に定めることとしたことから、議会運営委員会でその内容を検討し、議会活性化検討会で説明、協議を行い、議員報酬等の特例に関する条例案が了承されました。

同じく、議会基本条例案の第5条では広報の充実、第6条では広聴の充実が規定されております。まず、広聴活動を所管する委員会を議会運営委員会と決定し、運営基準における議長の諮問事項に広聴を加えることにしました。また、広報活動を規定する必要があり、委員会条例の議会広報常任委員会の所管事項に議会広報紙の文言しかなかったことから、その他の広報を加えることにしました。

なお、議会基本条例案の第7条第2項において、議長及び副議長の選出に関する要領を別に定めることとしたことから、議会基本条例素案検討部会でその内容を検討し、議会活性化検討会で説明、協議を行い、議長及び副議長の選出に関する要領案が了承され、これも議会基本条例と同

日施行となります。

次に、発議第2号 美郷町議会基本条例の制定について、17ページをご覧ください。

提案理由は、本町議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例を制定したく提案するものであります。

18ページ別紙のとおり、美郷町議会基本条例案は、前文のほか、第9章、第19条で構成されています。

第1章総則では、第1条の目的が全体に関わる内容で規定されています。

第2章は、議会及び議員の活動原則。

第3章は、町長等と議会の関係。

第4章は、町民と議会の関係で、広報及び広聴の充実を規定しています。

第5章は議会運営の原則で、議長及び副議長の選出、政策等の立案及び提言、委員会の活動原則、議会改革の協議の場の設置を規定しています。

第6章は、議会及び議会事務局の体制整備で、議員研修の充実等を規定しています。

第7章は、議員の政治倫理、身分及び待遇で、議員定数、議員報酬等を規定しています。

第8章は、災害時の対応。

第9章は、最高規範性及び見直し手続を規定しています。

附則では、令和6年7月1日施行としています。

なお、条文だけでは内容の理解が不十分となる可能性があるため、各条それぞれに解説、用語、関連法令を記載した美郷町議会基本条例逐条解説を策定し、内容の周知に努めるものとします。

次に、発議第3号 美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、23ページをご覧ください。

提案理由は、美郷町議会議員が療養等の理由による長期欠席のために、町議会の会議等を長期間欠席した場合等における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、必要な事項を定めたく提案するものであります。

25ページ別紙のとおり、美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案は第1条から第13条までとなります。

第1条の趣旨は、この条例が、美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例となるもので、身体を拘束される処分を受けた場合も含むものであります。

第2条は、長期欠席の定義が、届出のあった日から起算して90日以上の間、町議会の会議等

に出席することができないものとなります。

第3条の届出は、長期欠席届出書及び復帰届出書の様式を定めています。

第4条の議員報酬の減額は、長期欠席の期間に応じて減額割合を3段階に分けて規定しています。

第5条の期末手当の減額は、長期欠席の期間に応じて議員報酬の減額割合と同様に規定しています。

第6条は、公務上の災害や出産などが適用除外となります。

第7条から第9条までは、身体を拘束される処分を受けたときの規定であります。

第11条は、減額等が任期中に限り効力を有するものであります。

第12条は、疑義が生じたときの規定であります。

附則では、令和6年7月1日施行としています。

次に、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正について、31ページをご覧ください。

提案理由は、美郷町議会基本条例の制定に伴い規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

32ページの別紙は改正文でございまして、議案資料集9ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第3号において、これまでは議会広報紙の取材、編集及び発行と規定されていましたが、広報の概念は広いため、議会広報紙を含むその他の広報に関する事項という表現に改正します。これに伴い、第1号及び第2号の調査並びに議案及び請願、陳情等の審査と特定せずに、大くくりの関する事項という表現で統一するものです。

附則では、令和6年7月1日施行としています。

以上、協議の経過並びに提案の理由及び内容の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより一括質疑を行います。

なお、個別の議案に対する質疑の場合は、議案番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、発議第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

発議第2号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（森元淑雄） 起立者全員であります。よって、発議第2号 美郷町議会基本条例の制定については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

発議第3号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（森元淑雄） 起立者全員であります。よって、発議第3号 美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

発議第4号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者15名）

○議長（森元淑雄） 起立者全員であります。よって、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第14、議案第45号 美郷町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰） 議案第45号につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、危険な状態の空き家等に対する緊急安全措置の規定を追加したく提案するものでございます。

改正条文は34ページにございますので、こちらをご覧ください。

第7条に緊急安全措置の規定を追加し、以降、条を繰り下げるものです。

第7条の内容ですが、空き家等の状況に起因して町民に危害を及ぼし、またはおそれがある場合で、その所有者等が必要な措置を行わせる時間的余裕がないと判断した場合、町が被害を防ぐための必要最低限の措置を取ることができるものとするものです。

町が措置をした場合、所有者等に遅滞なくその旨、通知するとともに、かかった費用を請求するものとします。所有者等が行方不明など確知できない場合は、通知の内容を告知することにより、これに代えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第15、議案第46号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第46号について、ご説明いたします。

議案36ページと併せて、議案資料集の11ページをご覧ください。

本改正案は、本社機能を地方に移転した事業者への固定資産税の軽減措置に係る減収補填制度が令和6年3月30日公布、令和6年4月1日に施行された総務省令により延長されたことに伴い、町の条例においても対象期間を令和8年3月31日までに改めるものです。

なお、本条例の施行日は公布の日とするものです。議案第46号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第47号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程い

たします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第47号について、ご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に3億5,424万8,000円を追加する件及び地方債補正2件です。

はじめに、第2表 地方債補正についてご説明します。

42ページをお願いします。

新たに、一般補助施設整備等事業債及びこども・子育て支援事業債の2件を追加するものです。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

○税務課長（小田長光仁） 続きまして、歳入についてご説明します。46、47ページをお願いします。

1款1項1目1節個人町民税の現年課税分ですが、いわゆる定額減税による減収見込額6,285万円を減額するものです。なお、対象者は7,400人程度と見込んでおります。

次の9款1項1目地方特例交付金ですが、定額減税による個人町民税の減収額を国が補填するもので、減収見込額と同額を計上しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 14款2項1目総務費国庫補助金の1節デジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準化対応に対する経費への補助で、補助率は10分の10です。

同じく1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高に対する低所得者支援として給付するエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金及び国の定額減税に係る調整給付金の給付に係る経費への補助で、補助率はともに10分の10です。事業の詳細につきましては、歳出にてご説明します。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金の2節復田対策推進支援事業費補助金ですが、復田時の漏水対策に必要な、あぜ塗り機などの機械導入を支援する県の補助金で、補助率は3分の1です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） その下、7目商工費県補助金、地方就職学生支援事業費補助金ですが、東京圏内に通う大学生が秋田県内の企業の採用活動に参加するための交通費を支給する補助金の県負担分です。詳細は歳出にてご説明いたします。

○福祉保健課長（大澤 修） 20款5項4目新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金ですが、令和6年度秋冬から65歳以上あるいは60歳から64歳で、一定の基礎疾患のある方を対象に始まる定期接種に向け、移行期における激変緩和措置として、国の基金管理団体から接種1回当たり8,3

00円が助成されるもので、4,000人分の計上をしております。詳細につきましては、歳出で説明いたします。

○農政課長（高塚 剣） 下段の営農継続支援事業補助金返還金ですが、令和元年度に同事業による補助金の交付を受けた者が事情により営農継続が困難になり、返還義務が生じたため、交付条件の営農継続期間7年のうち、継続できなかった3年分の返還金を計上するものです。

○企画財政課長（深澤文仁） 21款1目2項2節子育て支援事業債は、当初予算で計上しております、こども・子育て支援拠点整備に要する財源として、一般補助施設整備等事業債を充当するもので、充当率は90%、交付税措置率は30%です。

5目1節教育施設整備事業債は、当初予算で計上しております認定こども園3園への防犯カメラ設置及び千畑なかよし園門扉改修に要する財源として、こども・子育て支援事業債を充当するもので、充当率は90%、交付税措置率は30%です。歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について、一括してご説明します。

今回の補正は、主に4月1日付人事異動等に伴う給料及び各手当並びに共済費の増減となります。

給与費明細書にてご説明しますので、議案66ページをお願いします。

はじめに、1特別職ですが、共済費の10万円の増は特別職の共済負担率改定に伴うものです。

67ページをお願いします。

次に、一般職ですが、中段のア、会計年度任用職員以外の職員については、2節給料が50万円の増、3節職員手当が619万5,000円の増、4節共済費が40万円の増となります。

また、職員手当の内訳ですが、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の増減になります。このうち、時間外勤務手当には、定額減税調整給付金事務分として38万2,000円、低所得世帯給付金事務分として30万円の増額分が含まれております。ページ下段のイ、会計年度任用職員については、増減はございません。

なお、給与費明細書には記載はありませんが、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当に当たる8節費用弁償については、その計算方法を日額から月額に変更したことによる調整額を計上しております。人件費の補正の概要は以上ですので、以降、各款項目の1節から4節及び8節費用弁償の説明は省略させていただきます。

議案48、49ページに戻っていただきたいと思います。

職員人件費以外の歳出について、ご説明します。

2 款 1 項 1 目一般管理費の12節設計監理委託料ですが、役場第 2 庁舎の暖房設備について、経年劣化による一部故障による不具合が発生し、昨シーズンは温風ヒーター等を仮設置して対応しており、今後の改修工事に向けて実施設計委託料を計上するものです。

その下の宿直業務委託料ですが、役場庁舎の宿直業務委託になります。昨年度までは 3 人体制で交代により対応しておりましたが、3 月下旬に、うち 1 人から宿直業務を辞退する申出を受け 4 月より募集を行ってきましたが、応募がなく、5 月より条件内容を見直しして、宿直 1 回当たりの委託料を 1,280 円引き上げ、7,000 円として再度募集をしており、この引上げによる今後の不足見込み分を増額するものです。1 目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2 目行政推進費18節地域活動拠点整備事業費補助金は、行政区の集会施設の改修等を支援する同補助金の交付決定が 5 月末時点で10件あり、今後の申請に備えて増額するものです。2 目行政推進費の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁） 下段の 6 目企画費ですが、50、51ページをお願いします。

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定された定額減税可能額が、令和 6 年度分推計所得税額または令和 6 年度分個人町民税所得割額を上回るものに対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1 万円単位で支給される調整給付金を支給する定額減税調整給付事業に要する経費として、10 節需用費、印刷製本費に確認書等送付用封筒及び返信用封筒印刷代を、11 節役務費、通信運搬費に確認書等郵送料を、手数料に振込手数料を、19 節扶助費に定額減税調整給付金を追加しております。なお、定額減税調整給付金の支給対象者は 4,000 人程度と見込んでおります。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 18 節に戻りまして、地方就職学生支援事業費補助金ですが、東京圏内のキャンパスに通う大学生が卒業年度の 6 月 1 日以降に実施される、秋田県内の企業の採用活動に参加するための往復交通費の 2 分の 1 を支援する補助金です。補助上限額 1 万 7,220 円に利用人数を 3 名と見込み、予算計上しております。なお、補助額のうち県が国の交付金を含めた 4 分の 3 を負担し、町の負担は補助額の 4 分の 1 となります。

○福祉保健課長（大澤 修） 同目、福祉保健課関連ですが、歳入で説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、令和 6 年度個人住民税において、新たに個人住民税が非課税または所得割が課されていない方のみで構成される世帯への給付で、19 節エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金に計上しております。令和 6 年度に新たに対象となった世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円を 300 世帯分、当該世帯において 18 歳以下の児童を扶養している場合に、児童 1 人当たり 5 万円の給付を 60 人分見込み、合わせて 3,300 万円となりますが、令和 5 年度からの繰越

額545万円を差し引き、2,755万円を増額補正するものです。

なお、事業基準日は令和6年6月3日とし、美郷町の住民基本台帳に登録されていることを要件といたします。また、その他事業実施に要する封筒印刷、郵送料、振込手数料については、令和5年度からの繰越しにて対応いたします。6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁）　続きまして、7目電子計算費、12節電算機器類設定委託料は、住民基本台帳システムの外字同定に係る設定委託料の追加、18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、共同電算の各種システム改修に要する経費の町負担分を追加するもので、自治体情報システムの国の標準化対応並びに令和6年度税制改正による森林環境税の賦課徴収等に伴う課税証明書の様式変更等及び個人住民税の定額減税対応です。2款の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋　勉）　続きまして、議案54、55ページ上段をお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の22節返還金は、令和5年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るもので、県が支給する独り親世帯を除いた非課税世帯への児童1人当たり5万円の支給について、国への実績報告で、当初申請時の見込み数181人に対し、154人の支給実績と事務経費の確定により、受入れ済みの事業費及び事務費への補助金に、今後返還が見込まれるため計上するものです。3款の説明は以上です。

○議長（森元淑雄）　説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時57分）

（午前11時06分）

○議長（森元淑雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○福祉保健課長（大澤　修）　54、55ページ下段、4款1項2目予防費ですが、歳入で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン定期接種に向けて、関連予算を増額するものです。

10節消耗品費は医療機関宛て通知用の用紙、印刷製本費は予防接種予診票の印刷代です。

12節予防接種委託料ですが、町助成額を1人当たり2,000円とし基金管理団体からの助成8,300円と合わせて1万300円を4,000人分計上しております。

なお、3月15日時点で、国が示した標準的な接種費用は1万5,300円程度と積算されておりますので、実質自己負担額は5,000円程度となる見込みです。2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、3目環境衛生費ですが、次のページ、56、57ページをお願いいたします。

12節のトミヨ属雄物型生育調査業務委託料ですが、令和5年2月に調査報告しました生息調査を踏まえ、通称ハリザッコの種の保存と繁殖を模索する取組として、現地成育調査を実施したく、かかる委託費を補正するものでございます。なお、調査は美郷町水環境マイスターの方々に依頼する予定です。4款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6款1項3目農業振興費の18節生産力強化支援事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました復田対策推進支援事業費補助金の歳出予算になります。補助率は県3分の1と町の協調助成率6分の1を合わせた2分の1で、要望があった4件分を増額するものです。

下段の美郷ブランド作物生産団体支援事業補助金ですが、美郷ブランド作物の生産、販売を目的に設立される団体の設立間もない期間の運営を支援するための補助金です。補助金は定額、上限額は5万円で、1団体分を計上するものです。

次に、4目の担い手対策費ですが、歳入でご説明しました営農継続支援事業補助金返還金による財源補正です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 5目農業振興施設管理費の修繕料ですが、手づくり工房湧子ちゃんのボイラー軟水機に係る修繕料です。この機器は、ボイラーに取り入れる水を軟水化するための装置で、ボイラー内部のカルキ汚れ等の負荷軽減を図るものですが、約20年の使用による経年劣化のため、修繕を行いたく計上するものです。

○農政課長（高塚 剣） 次に、6目畜産業費の10節修繕料ですが、堆肥センター及びアクティセンターの突発的な設備故障等に対応するための修繕料について不足が見込まれるため増額するものです。

次に、7目農村整備費の18節県営造成施設等突発事故復旧支援事業補助金ですが、農業水利施設の突発的な故障等の復旧を支援する県の事業で、県補助金は補助率10分の3が県から直接交付されまして、町補助金は補助率10分の1で、要望があった1件分を計上するものです。6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、58、59ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費の18節施設利用料等割引分負担金ですが、今年の4月より実施している障害者手帳をお持ちの方に対する公共施設の割引について、指定管理施設における割引相当額を負担するものです。この科目では、町内3つの温泉施設に対する負担金で、割引額100円に昨年度の温泉施設の利用者数の1%程度の利用を見込み、予算計上しております。7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 60、61ページをお願いいたします。

8款5項1目下水道費27節繰出金は、人事異動により各種手当等を調整する必要があり、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものです。8款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款1項3目教育助成費12節校務支援システム導入作業委託料ですが、町内小中学校の教職員の公務に係る県内統一のシステム導入に向け、令和5年度の他市町村の導入実証を踏まえて、県教育委員会よりシステムの構築作業及び設定業務に追加がありましたので、増額するものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、62、63ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費8節の普通旅費及び12節の委託料は、美郷の四季絵画制作プロジェクト事業の関連予算で、はじめに事業の概要についてご説明いたします。

この事業は、四季それぞれの美郷町の景観をテーマに絵画制作するもので、町内3地区の四季それぞれの実在する景観をモチーフに、1年1作の作品を制作するものです。制作された作品は、学友館の第1展示室に特別展以外のときに一般開放及び常設展示し、休息利用の際の芸術空間化を図ります。

制作者と担当地区及び制作期間ですが、令和5年度において、町のシンボル絵画を制作された美郷町とゆかりのある画家3名に依頼したく、絵本作家で美郷大使の永田 萌氏には千畑地区を、洋画家の渋谷重弘氏には六郷地区を、日本画家の山田美知男氏には仙南地区の四季4作品を、令和6年度から9年度にかけて制作していただき、令和10年度に、絵画、写真、絵画制作者のメッセージ等を記した図録、美郷の四季絵画集を作成するものでございます。

予算の内訳ですが、8節普通旅費は現地調査等のための旅費3名分を、美郷の四季絵画制作委託料は絵画制作のための委託料3名分を、美郷の四季作品輸送委託料は作品納品のための輸送委託料でございます。

次の4目社会教育施設費及び次の64、65ページの5項2目保健体育施設費の18節施設利用料等割引分負担金は、先ほど7款1項3目観光費でご説明しました内容と同様に、障害者手帳をお持ちの方に対する公共施設の割引について、指定管理施設における割引相当分を負担するものです。社会教育施設は歴史民俗資料館で30人分を、保健体育施設はサン・スポーツランドで300人分を計上しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、12款1項1目元金22節繰上償還元金は、今年度のプライマリーバランスの確保に向けて、追加するものです。

続きまして、14款予備費は、歳入歳出予算の差額を調整するものです。議案第47号の説明は以

上です。

○議長（森元淑雄） これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第48号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第48号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、仮算定に伴います税収見込みの減額と前年度からの繰越見込額の増額のほか、電算システム改修費の増額補正で、346万円を追加するものでございます。

はじめに、国民健康保険の状況についてですが、被保険者の状況等につきましては、議案資料集の12ページから13ページに資料を添付しておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。なお、資料にはございませんが、保険給付費の総額は、令和5年度およそ14億5,800万円で、令和4年度のおよそ15億8,000万円を7.7%下回っております。

それでは、歳入からご説明いたしますので、議案78ページ、79ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、全て現年課税分に係るものです。仮算定に伴います税収見込みによる1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分、3節介護納付金分、合わせて8,120万1,000円の減額となります。

3款1項2目システム開発費等補助金、社会保障税番号システム整備費補助金ですが、本年12月2日より健康保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されることに伴い、秋田県町村電算システム共同事業組合により運用している電算システムの改修費について、国庫補助金10分の10を見込み計上するものです。

7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金について8,200万円が見込まれるため、当初予算の存置計上に追加し、増額するものです。歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

80、81ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、歳入で説明いたしました電算システム改修費につきまして、構成町村による均等割額を負担するものです。

3款事業費納付金ですが、1項の医療給付費分から3項の介護納付金分まで、それぞれ歳入の変更に伴います財源の補正です。

9 款予備費は、補正調整額です。

なお、今回の補正予算案につきましては、5 月21日に開催いたしました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、ご承認をいただいておりますことを併せてご報告させていただきます。議案第48号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、議案第48号の説明が終わりました。

◎議案第 4 9 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第49号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第49号につきまして、説明をいたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ72万5,000円を減額するものとなります。

歳入、90、91ページをお願いいたします。

歳入は、一般会計からの繰入金を72万5,000円減額しております。

歳出、92、93ページをお願いいたします。

それぞれ該当する手当につきまして変更を計上しております。

変更に伴う給与費明細書は、94ページ、95ページとなります。議案第49号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎議案第 5 0 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第19、議案第50号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第50号について、説明をいたします。

第2条についてですが、収益的支出について、第1款事業費用、第1項営業費用を職員人事に伴いまして、職員給与費を116万6,000円増額し、第1款の計を3億8,875万4,000円とするものになります。

内容については102ページ、103ページの給与費明細書及び106、107ページの補正予算実施計画

明細となります。

第2条の人件費に係る今回の補正の財源は、自己補正からの充当となります。

ページが戻りまして97ページ、続いて第3条資本的収入及び支出について説明をいたします。

第1款資本的収入、第1項企業債及び第4項補助金をそれぞれ増額と減額をし、第1款の計を2億3,760万4,000円とするものになります。

次の98ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費を560万円増額し、第1款の計を3億8,686万6,000円とするものになります。

内容を説明いたします。108、109ページをお願いいたします。

今年度実施する工事及び委託の費用について、労務単価の上昇及び諸経費率の上昇に伴いまして、発注を予定しているそれぞれの費用を増額いたしたく、計上しております。

第3条に係る補正の財源については、補助金の内示が予算額を下回りましたので、先ほど述べましたとおり、企業債の増額と補助金の減額を計上しております。差額分は自己資本からの充当となります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで、議案第50号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月11日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時23分）